

茨城県報

第7023号

昭和57年3月18日

木曜日

目次

告示

	ページ
●国民健康保険薬剤師の登録(医療福祉課).....	1
●保険医療機関及び保険薬局の指定(保険課).....	2
●有害図書指定(総合県民室).....	4
●茨城県物産流通対策補助金交付要項の廃止(観光物産課).....	5
●土地改良法に基づく換地処分(4件)(農地管理課).....	5
●定款変更の認可(〃).....	6
●土地改良区の解散認可(〃).....	6
●道路の区域変更(2件)(道路維持課).....	6
●道路の供用開始(〃).....	7
●道路の区域変更(〃).....	8
●道路の供用開始(〃).....	8
●那珂川水系一級河川飯田川の一部用途廃止(河川課).....	9
●利根川水系一級河川桜川の一部用途廃止(〃).....	9
●土地区画整理事業の事業計画の変更認可(5件)(都市計画課).....	10
●土地区画整理組合の理事の氏名及び住所(〃).....	13

公告

●開発行為の工事完了(2件)(建築指導課).....	13
●道路位置の指定(〃).....	13
●建築許可に関する聴聞(3件)(〃).....	14
●建築協定の認可(2件)(〃).....	15

訓令

●茨城県臨時職員雇用等管理規程の一部を改正する訓令(人事課).....	16
●茨城県育児休業補助職員の任用等に関する規程の一部を改正する訓令(〃).....	17

告示

茨城県告示第383号

国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医として登録したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和33年政令第363号)第9条の規定により告示する。

昭和57年3月18日

茨城県知事 竹内 藤 男

記号番号	登 録 年 月 日	国保医等名	診 療 科	診 療 に 従 事 す る 場 所
茨 国 薬 第1169号	57. 1. 28	桐 野 智寿子	調 剤	千葉県柏市1-1-7 ハーブランド薬局
" 第1170号	57. 2. 1	藤 本 博	"	東京都新宿区西新宿 スバルビル1-7-2
" 第1171号	"	中 村 稚 彦	"	筑波郡伊奈村豊体1692-1 中 村 薬 局

茨城県告示第384号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の3第1項の規定により、次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

昭和57年 3 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指 定 記 号 番 号 及 び 指 定 年 月 日	医 療 機 関 名 称	診 療 科	所 在 地	指 定 申 請 の 事 由
医 科				
172,039,0 57. 2. 15	西 間 木 医 院	外, 整, 胃, 皮, 麻	取手市戸頭1-8-21	再 指 定
312,046,6 57. 2. 10	医療法人誠潤会 城 北 病 院	整, 外, 内	東茨城郡常北町石塚1395	"
382,030,5 57. 2. 8	飯 泉 医 院	内, 小, 外	稲敷郡牛久町大字田宮 140の4	"
011,008,0 57. 3. 1	茨城県立こども 福祉医療センター	整, 小	水戸市吉沢町3979の3	"
012,081,6 "	千 葉 診 療 所	内, 神, 精	" 千葉町1799の10	"
012,082,4 "	渡辺整形外科医院	整	" 東台1-6-1	"
012,107,9 "	後 藤 医 院	外, 皮, 整	" 元吉田町字一里塚東 1490-14	"
012,147,5 "	佐々木 "	内, 胃, 循, 小, 放	" 見川2-98-1	"
012,186,3 "	医療法人光会 東 水 戸 病 院	精, 神, 内	" 酒門町浜街道745	"
012,187,1 "	桜川整形外科医院	整, 理, 内, 外	" "西原1-6-3	"
012,188,9 "	茅 根 医 院	内, 泌, 外	" 堀町1055-4	"
022,068,1 "	医療法人圭友会 山 手 病 院	内, 整, 外, 皮, 耳, 麻	日立市千石町2丁目13の3	"

042,031,5 "	秋 葉 診 療 所	内, 産婦	古河市大平町11—18	"
042,057,0 "	松 岡 内 科 医 院	内, 胃	" 本町2—7—36	"
082,022,5 "	宮 本 医 院	外, 胃	竜ヶ崎市入地町182—4	"
092,013,2 "	中 村 医 院	内, 小, 皮, 泌	那珂湊市東塚原693	"
332,023,1 "	岡 崎 外 科 医 院	外, 整, 胃, 皮, 泌, 放	那珂郡大宮町上町323	"
362,065,5 "	前 田 胃 腸 病 院	胃, 外, 泌, 放, 内, 理, 肛	鹿島郡鹿島町大字宮中 字三笠山520	"
382,031,3 "	内 田 医 院	耳咽, 皮, 内, 小	稲敷郡牛久町富士山3475	"
412,027,5 "	阿 部 田 "	産婦, 小, 内	真壁郡真壁町亀熊183の2	"
432,032,1 "	中 村 "	内, 小, 外	猿島郡境町大字若林2256	"
442,009,7 57. 2. 26	小 林 "	外, 産婦, 内, 小	北相馬郡守谷町大字 守谷甲633	"
歯 科				
373,015,3 57. 2. 5	松 金 歯 科 医 院	歯	行方郡潮来町延方乙73	再 指 定
023,042,1 57. 3. 1	荒 蒔 "	"	日立市金沢町1—2—7	"
033,019,7 "	岡 田 "	"	土浦市桜町2—4—12	"
053,020,0 "	町 田 "	"	石岡市府中1—5—5	"
薬 局				
024,043,6 57. 2. 15	南 部 薬 局	調 剤	日立市久慈町2356—8	再 指 定
014,020,6 57. 3. 1	布 瀬 "	"	水戸市本町1—8—3	"
034,015,2 "	大 房 "	"	土浦市大字中1400	"
114,007,2 "	遠 藤 "	"	水海道市諏訪町2802	"
124,006,2 "	菊 池 "	"	常陸太田市内堀町2377の1	"
174,007,9 "	熊 子 "	"	取手市取手2—19—29	"

324,008,6 "	青 木 "	"	西茨城郡友部町平町 1470の842	"
384,005,9 "	中 島 "	"	稲敷郡牛久町田宮167	"
404,005,5 "	飯 田 "	"	筑波郡筑波町沼田85	"
404,006,3 "	長 島 "	"	" " 大字北条197	"
414,004,6 57. 2. 20	古 橋 "	"	真壁郡真壁町大字真壁298	"
444,006,5 57. 3. 1	(有)タカノ "	"	北相馬郡藤代町山王135	"
医 科				
041,003,5 57. 3. 1	鈴 木 眼 科	眼	古河市東1丁目11番3号	新 規
402,072,3 "	緑クリニック医院	内, 外, 小, 循, 消, 理, 麻	筑波郡伊奈村大字谷井田 1246	"
072,040,9 "	玉 岡 クリニック	内, 小, 放	結城市大字結城2010の5	"
162,023,6 57. 1. 28	池 内 医 院	内, 小, 産婦, 外, 消	笠間市笠間1200	開設者変更
歯 科				
013,136,3 57. 1. 24	サ ト ウ 歯 科	歯	水戸市五軒町2-4-8	開設者変更
103,015,0 57. 2. 1	中 川 歯 科 医 院	"	下妻市大字下妻乙323-5	"
薬 局				
404,015,4 57. 3. 1	中 村 薬 局	調 剤	筑波郡伊奈村豊体1692-1	新 規

~~~~~

### 茨城県告示第385号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第9条第1項の規定により、青少年に有害な図書として次のものを指定する。

昭和57年3月18日

|      |         |      |       |
|------|---------|------|-------|
| 指定番号 | 誌 名     | 号 別  | 発行所   |
| 36   | 漫画ラブセブン | 4 月号 | 笠倉出版社 |
| 37   | 劇画ジャンプ  | "    | サン出版  |

茨城県知事 竹 内 藤 男

|    |               |           |       |
|----|---------------|-----------|-------|
| 38 | 漫画 プレイヤング     | 〃         | 〃     |
| 39 | 別冊 漫画 快楽園     | 〃         | 新和出版社 |
| 40 | 漫画 DUMP (ダンプ) | 〃         | 大亜出版  |
| 41 | 漫画 アイドル       | 〃         | 辰巳出版  |
| 42 | R O R O (ロロ)  | 〃         | 〃     |
| 43 | 漫画 ピラニア       | 〃         | 〃     |
| 44 | 劇画 バイキング      | 〃         | 司書房   |
| 45 | オレンジ通信        | 〃         | 東京三世社 |
| 46 | 官能劇画          | 〃         | みのり書房 |
| 47 | 漫画 快楽王        | 〃         | 檸檬社   |
| 48 | 告白マガジンデラックス50 | 〃         | 若生出版  |
| 49 | 陰 激           | E 2 - R 2 | 中央図書  |

~~~~~

茨城県告示第386号

茨城県物産流通対策補助金交付要項（昭和40年茨城県告示第267号）は、廃止する。

昭和57年 3 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~

**茨城県告示第387号**

昭和56年12月16日付け農管指令第 674 号をもつて認可した川中子地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条の 4 において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和57年 3 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~

茨城県告示第388号

昭和57年 1 月 22 日付け農管指令第40号をもつて認可した受領地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第96条において準用する同法第54条第 4 項の規定により公示する。

昭和57年 3 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

~~~~~

**茨城県告示第389号**

昭和57年1月25日付け農管指令第44号をもつて認可した谷津入地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和57年3月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

---

**茨城県告示第390号**

昭和57年2月10日付け農管指令第87号をもつて認可した生瀬地区の換地計画については、換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和57年3月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

---

**茨城県告示第391号**

昭和57年2月26日付けで、西田川土地改良区から申請のあつた定款変更を土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、昭和57年3月8日認可した。

昭和57年3月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

---

**茨城県告示第392号**

鹿島郡鹿島町大字爪木251番地に事務所を置く爪木土地改良区については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により昭和57年3月8日付けで解散の認可をしたから、同条第3項の規定により公示する。

昭和57年3月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

---

**茨城県告示第393号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和57年3月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年3月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 飯岡石岡線

3 道 路 の 区 域

| 区 間                          | 旧新<br>の別 | 敷地の幅員                        | 延 長                        | 摘 要              |
|------------------------------|----------|------------------------------|----------------------------|------------------|
| 石岡市大字中津川字鳥居崎<br>1125—3 番地先から | 旧        | 最大 <small>メートル</small> 15.00 | <small>メートル</small> 225.00 |                  |
|                              |          | 最小 6.00                      |                            |                  |
|                              |          | 最大 22.00                     | <small>メートル</small> 205.00 |                  |
|                              |          | 最小 7.00                      |                            |                  |
| 石岡市大字中津川字砂田<br>1401番地先まで     | 新        | 最大 15.00                     | <small>メートル</small> 225.00 | 迂回路廃止による区<br>域変更 |
|                              |          | 最小 6.00                      |                            |                  |

茨城県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和57年3月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和57年3月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道 路 の 種 類 県道
- 2 路 線 名 宍倉玉里線
- 3 道 路 の 区 域

| 区 間                       | 旧新<br>の別 | 敷地の幅員                       | 延 長                        | 摘 要               |
|---------------------------|----------|-----------------------------|----------------------------|-------------------|
| 石岡市大字井関字八木谷原<br>1815番地先から | 旧        | 最大 <small>メートル</small> 2.70 | <small>メートル</small> 896.00 |                   |
|                           |          | 最小 2.00                     |                            |                   |
| 石岡市大字井関字八木<br>2240番地先まで   | 新        | 最大 8.00                     | <small>メートル</small> 985.00 | 圃場整備事業による<br>区域変更 |
|                           |          | 最小 2.70                     |                            |                   |

茨城県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和57年3月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

昭和57年3月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道宍倉玉里線
- 2 供用開始の区間  
石岡市大字井関字八木谷原1815番地先から  
石岡市大字井関字八木2240番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和57年 3月18日

### 茨城県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、昭和57年 3月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年 3月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 飯岡石岡線
- 3 道路の区域

| 区 間                                                    | 旧新<br>の別 | 敷地の幅員                                              | 延 長                          | 摘 要                  |
|--------------------------------------------------------|----------|----------------------------------------------------|------------------------------|----------------------|
| 石岡市大字三村字大平<br>276-3番地先から<br>石岡市大字北根本字光清<br>10番地先まで     | 旧        | メートル<br>最大 12.00<br>最小 4.20<br>最大 38.50<br>最小 8.00 | メートル<br>1,849.00<br>1,685.00 |                      |
| 石岡市大字三村字大平<br>276-3番地先から<br>石岡市大字中津川字京田<br>1564-1番地先まで | 新        | 最大 12.00<br>最小 4.50                                | 1,092.00                     | 河川敷地区間543m<br>廃止     |
| 石岡市大字中津川字神田<br>1075番地先から<br>石岡市大字北根本字光清<br>10番地先まで     |          | 最大 7.00<br>最小 5.00                                 | 214.00                       |                      |
| 石岡市大字三村字大平<br>276-3番地先から<br>石岡市大字北根本字光清<br>10番地先まで     |          | 最大 34.00<br>最小 7.00                                | 1,685.00                     | 補償工事物件の引継<br>ぎによる幅員減 |

### 茨城県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和57年 3月18日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和57年 3月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男



- 1 路 線 名 県道飯岡石岡線
- 2 供用開始の区間  
石岡市大字三村字大平276—3番地先から  
石岡市大字北根本字光清10番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和57年 3 月 18 日

茨城県告示第398号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は茨城県土木部河川課及び茨城県水戸土木事務所において縦覧に供する。

昭和57年 3 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 河 川 の 名 称 那珂川水系一級河川飯田川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
昭和57年 3 月 18 日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

| 位 置                                   | 種 類 | 数 量       |
|---------------------------------------|-----|-----------|
| 笠間市大字大淵字宮下1115番地先から笠間市大字飯田字欠田208番地先まで | 土 地 | 7,080.70㎡ |

茨城県告示第399号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県下館土木事務所において縦覧に供する。

昭和57年 3 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 河 川 の 名 称 利根川水系一級河川桜川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
昭和57年 3 月 18 日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

| 位 置                       | 種 類 | 数 量       |
|---------------------------|-----|-----------|
| 西茨城郡岩瀬町大字岩瀬字八幡久保633番 1 地先 | 土 地 | 1,284.51㎡ |

**茨城県告示第400号**

都市計画法施行法（昭和43年法律第101号）第36条の規定に基づき、同法第35条の規定による改正前の土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第10項において準用する同条第7項の規定に基づき、水戸・勝田都市計画勝田土地区画整理事業の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和57年3月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**1 土地区画整理事業の名称**

水戸・勝田都市計画勝田土地区画整理事業

**2 施行者の名称** 勝田市**3 施行地区**

第1工区 勝田市共栄町，字元町，字神明町，字中央町，字表町，字泉町，字石川町，字青葉町，字春日町，字大成町の各全部

第2工区 勝田市大字勝倉字大平の一部

第3工区 勝田市大字東石川字向山，大字中根字小砂，字長堀，字枯松戸，字笹野の各一部

第4工区 勝田市本町，字中原町，大字武田字中新句，字後久保の各全部，大字武田字東割，字上新句，字大塚前，字長堀，字下屋敷，大字堀口字中原，字長久保，字向坪の各一部

第5工区 勝田市大字東石川字西久保，字南，字宮内の各全部，大字東石川字ひさ山，字西畑，字内後中，字内後，字南向，字十文字，字宮下の各一部

**4 事務所の所在地** 勝田市大字東石川1370番地**5 事業計画の認可の年月日**

昭和19年4月23日

**6 変更の主な内容**

第二工区 資金計画の変更及び事業施行期間（昭和56年度までを昭和59年度までに）の延長

**7 事業計画の変更認可の年月日**

昭和57年3月18日

**茨城県告示第401号**

都市計画法施行法（昭和43年法律第101号）第36条の規定に基づき、同法第35条の規定による改正前の土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第55条第10項において準用する同条第7項の規定に基づき、水戸・勝田都市計画の中根土地区画整理事業の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和57年3月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 土地区画整理事業の名称  
水戸・勝田都市計画中根土地区画整理事業
- 2 施行者の名称 勝田市
- 3 施行地区  
勝田市大字中根字笹野，字枯松戸，字小砂，字宿之内，字長堀，字西谷，字川原田の各一部
- 4 事務所の所在地 勝田市大字東石川1370番地
- 5 事業計画の認可の年月日  
昭和39年 4 月 28 日
- 6 変更の主な内容  
事業施行期間（昭和56年度までを昭和59年度までに）の延長
- 7 事業計画の変更認可の年月日  
昭和57年 3 月 18 日

茨城県告示第402号

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により神林土地区画整理組合の事業計画の変更については，次のとおり認可した。

昭和57年 3 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 神林土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 昭和48年 7 月 11 日から昭和58年 3 月 31 日まで
- 3 施行地区  
土浦市大字真鍋字森沖谷原の一部  
" 大字木田余字十八石及び字前田，字南堀，字下谷原の一部
- 4 事務所の所在地 土浦市下高津一丁目20番35号
- 5 設立認可の年月日  
昭和48年 7 月 11 日
- 6 変更の主な内容  
事業施行期間の延長（56年度までを57年度までに）資金計画の変更
- 7 変更認可の年月日  
昭和57年 3 月 18 日

茨城県告示第403号

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により北茨城市五浦土地区画整理組合の事業計画の変更については，次のとおり認可した。

昭和57年 3 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 北茨城市五浦土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和52年 8 月 22 日から昭和58年 3 月 31 日まで
- 3 施 行 地 区  
北茨城市大津町字五浦, 字立野, 字塙台, 字高田, 字鶴止, 字折の内, 字富岡の各一部  
" 大津町字抑作の全部
- 4 事 務 所 の 所 在 地 北茨城市磯原町本町二丁目 5 番の15  
北茨城市役所
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日  
昭和52年 8 月 22 日
- 6 変 更 の 主 な 内 容  
資金計画の変更及び事業施行期間(昭和56年度までを昭和57年度までに)の延長
- 7 変 更 認 可 の 年 月 日  
昭和57年 3 月 18 日

~~~~~

茨城県告示第404号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により取手市寺原第一土地区画整理組合の定款及び事業計画の変更については, 次のとおり認可した。

昭和57年 3 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 組 合 の 名 称 取手市寺原第一土地区画整理組合
 - 2 事 業 施 行 期 間 昭和50年 1 月 20 日から昭和58年 3 月 31 日まで
 - 3 施 行 地 区
取手市大字寺田字本郷一部
" 大字井野字除ヶ戸, 字井野の各一部
 - 4 事 務 所 の 所 在 地 取手市大字寺田5665— 1 番地
 - 5 設 立 認 可 の 年 月 日
昭和50年 1 月 20 日
 - 6 変 更 の 主 な 内 容
定款(施行期間の延長)及び資金計画の変更並びに施行期間(昭和56年度までを昭和57年度までに)の延長
 - 7 変 更 認 可 の 年 月 日
昭和57年 3 月 18 日
- ~~~~~

茨城県告示第405号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第2項の規定に基づき洞の入土地区画整理組合の理事の氏名及び住所について、次のとおり告示する。

昭和57年 3 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

職 名	氏 名	住 所
理 事	沢 入 広 喜	日立市久慈町 2 丁目 25 番 8 号

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第1項の規定により公告する。

昭和57年 3 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
水戸市千波町字千波原2895の1の一部、2890の2の一部、2890の3
- 2 事業主の住所及び氏名
水戸市千波町2890—1
茂手木 雄 一

-
- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称
水戸市平須町字新田1827の55、1827の61、字東皿久保1820の194から1820の196まで
 - 2 事業主の住所及び氏名
水戸市中央1丁目4—1
水戸市長 和 田 祐之介

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和57年 3 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
境土木指令 第74号	57. 3. 1	半村 正幸	猿島郡境町大字 山崎1605-1	岩井市岩井字長谷 5110-5, 5110-23	メートル 4.20	メートル 35.46

◎建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

昭和57年 3 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 昭和57年 3 月 23 日 午前11時
- 2 聴 聞 場 所 新治郡桜村天久保 2 丁目16番 2 号
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
自動車修理工場（事務所及びショールーム）の増築
- 4 申請者住所氏名 水戸市千波町2333番地
日産プリンス茨城販売株式会社
代表取締役 野 田 忠 次
- 5 建築物構造規模 鉄骨造平家建 増築
申請延面積279.5㎡ 既存139.17㎡
- 6 敷 地 面 積 1,137.15㎡
- 7 原 動 機 既存2.25KW
- 8 建 築 物 の 位 置 新治郡桜村天久保 2 丁目16-2

- 1 聴 聞 期 日 昭和57年 3 月 24 日 午後 1 時
- 2 聴 聞 場 所 鹿島郡波崎町9584
- 3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
体育館の増築
- 4 申請者住所氏名 波崎町6530
波崎町長 泉 豊 作
- 5 建築物構造規模 鉄筋コンクリート造2階建 増築
申請延面積3,418.51㎡ 既存549,072.5㎡
- 6 敷 地 面 積
- 7 建 築 物 の 位 置 鹿島郡波崎町9584

- 1 聴 聞 期 日 昭和57年 3月26日 午前11時
- 2 聴 聞 場 所 結城郡石下町本石下4685, 4686, 4687
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。
板金塗装工場への用途変更及び住宅の増築について
- 4 申請者住所氏名 結城郡石下町本石下4690
塚 田 仁
- 5 建築物構造規模 鉄骨造平家建増築木造 2階建 用途変更
申請延面積254, 464㎡
- 6 敷 地 面 積 507. 25㎡
- 7 原 動 機 新設3. 7KW
- 8 建築物の位置 結城郡石下町本石下4685, 4686, 4687

-
- 1 聴 聞 期 日 昭和57年 3月24日 午後 1時30分
 - 2 聴 聞 場 所 鹿島郡波崎町8124
 - 3 聴 聞 事 項 第 1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。
住宅 (民宿) より旅館への用途変更
 - 4 申請者住所氏名 鹿島郡波崎町8124
木 内 節 子
 - 5 建築物構造規模 木造 2階建 用途変更
申請延面積286. 54㎡ 既存206. 26㎡
 - 6 敷 地 面 積 1, 166. 2㎡
 - 7 建築物の位置 鹿島郡波崎町8124

●建築協定の認可

建築基準法 (昭和25年法律第 201 号) 第76条の 3 第 3項の規定において準用する同法第73条第 1項の規定により建築協定を認可したので、同じく同法第73条第 2項の規定により次のとおり公告する。

昭和57年 3月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 申 請 人 東京都千代田区内幸町 1- 3- 6
日本新都市開発株式会社
- 2 建築協定の名称 中郷ニュータウン第 9次分譲住宅地建築協定
- 3 建築協定区域の位置及び面積
北茨城市中郷町汐見ヶ丘 3丁目318番地の99ほか 17, 883㎡

- 4 建築協定の内容 北茨城市役所において縦覧に供する。
5 認可年月日 昭和57年 3 月 16 日

~~~~~

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第73条第 1 項の規定により建築協定を認可したので、同法第73条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

昭和57年 3 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 申請人 東京都中央区日本橋室町 2 丁目 1 番地 1  
三井不動産株式会社  
2 建築協定の名称 パークシテイ守谷住宅地建築協定  
3 建築協定区域の位置及び面積  
北相馬郡守谷町大字東守谷乙54番ほか 274,051㎡  
4 建築協定の内容 守谷町役場において縦覧に供する。  
5 認可年月日 昭和57年 3 月 16 日

## 訓 令

### 茨城県訓令第 2 号

茨城県臨時職員雇用等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和57年 3 月 18 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

#### 茨城県臨時職員雇用等管理規程の一部を改正する訓令

茨城県臨時職員雇用等管理規程（昭和49年茨城県訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

第21条の次に次の 1 条を加える。

（身分証明書）

第21条の 2 臨時職員の身分証明書については、総務部長が別に定める。

様式第 7 号中「茨城県の臨時職員」を「茨城県、国又は他の地方公共団体及び県の庁舎内に事務局を置く団体又は県の職員が事務の全部又は一部を処理する団体の臨時職員」に、「課所」を「課所等」に改める。

#### 付 則

この訓令は、昭和57年 3 月 31 日から施行する。

~~~~~


茨城県訓令第 3 号

茨城県育児休業補助職員の任用等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和57年 3月18日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県育児休業補助職員の任用等に関する規程の一部を改正する訓令

茨城県育児休業補助職員の任用等に関する規程 (昭和51年茨城県訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条中「身分証明書に関する規定その他」を削り、同条の次に次の 1 条を加える。

(身分証明書)

第 8 条の 2 育児休業補助職員の身分証明書については、総務部長が別に定める。

付 則

この訓令は、昭和57年 3月31日から施行する。

~~~~~

★ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ★

◁◁◁ 茨 城 県 報 ▷▷▷

茨城県の行政機構，財政，農林，水産，商工，観光，土木，衛生，労働，公安，教育，文化，民生等あらゆる行政にわたる県民の権利，自由もしくは利害に，直接間接関係のある条例，規則，告示，公告等は，いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動，日常生活のため必要であり，ぜひ知つてもらわねばならないので，県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は，茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課あてお申し込み下さい。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1ヵ月）  
（休日の場合は繰り下ぐ）（金 1,200 円）

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

発行人 茨 城 県  
発行所

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

印刷所 茨 城 県 印 刷 所